

航空機の抹消登録申請に必要な書類

①航空機抹消登録申請書（所有者の申請）

～航空法第8条、航空機登録令第12条～

②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）

～代理申請権限の確認～

③所有者（代表権のある者）の印鑑証明書（三ヶ月以内のもの）

～各書類の真正性の証明～

④所有者の住民票（個人）（三ヶ月以内のもの）

注）航空法第4条の規定により、登録することができない航空機になった場合（所有者が日本国籍を有しない人になったとき）のみ、提出が必要です。それ以外の事由による場合は、提出不要です。

また、法人の場合における法人登記事項証明書は提出不要です。

⑤航空機登録証明書

航空機登録証明書は速やかに返納してください。

<以下、海外に航空機として売却する場合>

⑥航空機抹消登録証明打電願い

海外で航空機の登録を受ける場合で、手続きに必要な場合。

※1. 上記①～⑥は、一般的な抹消登録申請に必要な書類であり、個々の事例により必要書類が変更される場合があります。ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。

※2. 航空法の規定により、航空機の所有者は、下記の事由があった日から15日以内に抹消登録の申請をしなければならないとされています。期限内の手続きを行ってください。

【抹消登録をしなければならない事由】

(1) 登録航空機が滅失したとき、登録航空機を解体したとき（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）

(2) 登録航空機の存否が二箇月以上不明になったとき。

(3) 登録航空機の所有者が日本国籍を有しない人になったときなど、航空法第4条の規定により、登録することができない航空機となったとき。

なお、これらは任意の抹消登録申請（航空の用に供しないため等）を妨げるものではありません。

注) 登録免許税について

登録免許税は、1機につき1,000円

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111(内線48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register48146@gxb.mlit.go.jp

※従前使用していた hqt-register@ml.mlit.go.jp は、

2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30～12:00 13:30～17:00)